

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月9日
【四半期会計期間】	第6期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社コピキタスエナジー
【英訳名】	Ubiquitous Energy, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 政臣
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田五丁目23番7号
【電話番号】	(03) 5795-1855
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 小野 裕章
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東五反田五丁目23番7号
【電話番号】	(03) 5795-1855
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 小野 裕章
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期 第3四半期 累計期間	第6期 第3四半期 累計期間	第5期 第3四半期 会計期間	第6期 第3四半期 会計期間	第5期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(千円)	2,560,281	2,869,809	954,656	996,420	3,389,573
経常利益(千円)	368,533	350,418	145,243	135,953	513,633
四半期(当期)純利益(千円)	198,757	194,588	77,139	105,286	278,844
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金(千円)			380,395	384,315	383,160
発行済株式総数(株)			1,714,700	1,730,000	1,724,900
純資産額(千円)			1,042,913	1,222,612	1,125,765
総資産額(千円)			1,467,204	1,605,720	1,638,837
1株当たり純資産額(円)			608.22	727.75	652.66
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	116.49	113.43	45.06	62.14	163.09
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	111.06	109.59	43.17	60.23	155.78
1株当たり配当額(円)					30.0
自己資本比率(%)			71.1	76.1	68.7
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	197,403	8,644			312,854
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	79,919	169,940			124,349
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	3,855	97,656			6,620
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)			865,460	663,005	939,247
従業員数(名)			262	267	220

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社がないため記載しておりません。

4. 第5期の1株当たり配当額には、上場1周年記念配当10円が含まれております。

## 2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（名）	267
---------	-----

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であります。
2. 従業員が当第3四半期会計期間において32名減少しておりますが、主として自己都合退職によるものであります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

該当事項はありません。

#### (2) 仕入実績

当第3四半期会計期間の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
エネルギーコストソリューション事業(千円)	112,800	
エコロジーソリューション事業(千円)	96,146	
グリーンハウスプロジェクト事業(千円)	160,228	
報告セグメント計(千円)	369,174	
その他(千円)	46	
合計(千円)	369,220	

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. グリーンハウスプロジェクト事業は、平成22年4月21日より新たに開始した事業であります。また、その他は、平成22年4月21日に撤退したリレーションシップ事業であります。

#### (3) 販売実績

当第3四半期会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
エネルギーコストソリューション事業(千円)	593,826	
エコロジーソリューション事業(千円)	224,621	
グリーンハウスプロジェクト事業(千円)	177,264	
報告セグメント計(千円)	995,712	
その他(千円)	707	
合計(千円)	996,420	

(注) 1. 前第3四半期会計期間及び当第3四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、以下のとおりであります。

相手先	前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社クレディセゾン	507,043	53.1	494,978	49.7
株式会社オリエントコーポレーション	-	-	246,272	24.7
NECキャピタルソリューション株式会社	98,065	10.3	-	-

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 前第3四半期会計期間の株式会社オリエントコーポレーション及び当第3四半期会計期間のNECキャピタルソリューション株式会社については、割合が10%未満のため記載を省略しております。

4. グリーンハウスプロジェクト事業は、平成22年4月21日より新たに開始した事業であります。また、その他は、平成22年4月21日に撤退したリレーションシップ事業であります。

## 2【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

#### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

##### (1) 業績の状況

当第3四半期会計期間（平成22年10月1日～平成22年12月31日）における我が国経済は、企業収益の改善など、一部に持ち直しの動きがみられるものの、雇用情勢の厳しさやデフレの影響により、景気は足踏み状態にあり、先行きは依然として厳しい状況にあります。

このような経済状況の中、当社はエネルギーコストソリューション事業にてコスト削減に対する需要に応える商品の販売、エコロジーソリューション事業にてエコキュート等の環境負荷削減型商品の販売など、市場のニーズに対応した商品の販売を行ってまいりました。住宅用太陽光発電システム等の販売を行うグリーンハウスプロジェクト事業では、新規店舗開設を推進するなど積極的な事業展開を行い、売上増を目指してまいりました。また、グリーンハウスプロジェクト事業における店舗の開設及び広告宣伝、社内ERPやCTIシステムの構築にかかる減価償却費等の経費が増加いたしました。また、冬期賞与を未支給としたため賞与引当金の戻入を行い、51,742千円を特別利益に計上いたしました。

以上の結果、当第3四半期会計期間における売上高は996,420千円（前年同四半期比4.4%増）、営業利益は135,860千円（前年同四半期比5.7%減）、経常利益は135,953千円（前年同四半期比6.4%減）、四半期純利益は105,286千円（前年同四半期比36.5%増）となりました。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

##### エネルギーコストソリューション事業

エネルギーコスト削減に対する需要はあるものの、販売単価の下落により、売上高は593,826千円（前年同四半期比15.0%減）、営業利益は229,987千円となりました。

##### エコロジーソリューション事業

エコキュート、IHクッキングヒーターといった環境負荷削減型商品に対する旺盛な需要を背景に、受注は順調に推移し、売上高は224,621千円（前年同四半期比5.0%増）、営業利益は58,190千円となりました。

##### グリーンハウスプロジェクト事業

当第3四半期会計期間末における運営店舗数は5店舗となり、積極的な事業展開とともに、国や自治体による補助金の支給といった普及促進の動きを受け、受注は順調に推移いたしました。その結果、売上高は177,264千円、営業損失は3,803千円となりました。

なお、前年同四半期比につきましては、参考情報として記載しております。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、第2四半期会計期間末に比べ31,040千円減少し、663,005千円となりました。

当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間において営業活動の結果使用した資金は10,399千円（前年同四半期は431千円の使用）となりました。これは主に、税引前四半期純利益の計上187,696千円、仕入債務の増加13,498千円による資金の増加、及び法人税等の支払126,208千円、賞与引当金の減少51,742千円、営業保証金の増加35,000千円による資金の減少によるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間において投資活動の結果使用した資金は23,530千円（前年同四半期比64.2%減）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出6,700千円、無形固定資産の取得による支出4,567千円、敷金及び保証金の差入による支出8,822千円によるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間において財務活動の結果得られた資金は2,889千円（前年同四半期比89.5%増）となりました。これは、主に、自己株式取得目的の金銭の信託の払戻による収入2,702千円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第3四半期会計期間において、当社の経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通しに重要な変更はありません。

(6) 資本の財源についての分析

当第3四半期会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは10,399千円の支出となっておりますが、これは法人税等の支払い126,208千円の影響によるものであり、税金等の支払いを行う前の営業活動によるキャッシュ・フローはプラスで推移しております。当社は当該営業活動によるキャッシュ・フローを財源として事業活動を行っていく方針であります。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、グリーンハウスプロジェクト事業における自社運営店舗を開設いたしました。その設備の状況は、以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (名)
			建物 (千円)	敷金及び 保証金 (千円)	合計 (千円)	
京セラソーラーFC 日の出 (東京都西多摩郡 日の出町)	グリーンハウスプロジェクト 事業	店舗設備	1,106	3,920	5,026	4

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員数を表示しております。

3. 主な賃借契約により使用している設備は以下のとおりであります。

< 賃借設備 >

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	科目	面積(m <sup>2</sup> )	賃借料 (千円/月)
京セラソーラーFC 日の出 (東京都西多摩郡 日の出町)	グリーンハウスプロジェクト 事業	建物	64.80	401

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、前四半期会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。



## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月9日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	1,730,000	1,730,300	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株 権利内容に何ら限定 のない当社における 標準の株式
計	1,730,000	1,730,300	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権に関する事項は、以下のとおりであります。

平成18年6月26日定時株主総会(平成18年6月26日取締役会決議、従業員向け発行分)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	18
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,200(注)2、4、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150(注)2、4、5
新株予約権の行使期間	平成20年7月26日から 平成28年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 150 (注)2、4、5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

2. 新株予約権1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額(以下、行使価額とする。)に新株予約権1個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とし、発行当初は金60,000円(提出日現在は150円)とする。また、行使価額は、金60,000円(提出日現在は150円)とする。

また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、当社が時価を下回る価格で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。
- (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。
- (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。
- (4) その他の条件については、平成18年6月26日開催の定時株主総会及び平成18年6月26日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
4. 平成18年10月20日開催の取締役会決議により、平成18年11月7日付で1株を4株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 平成20年6月10日開催の取締役会決議により、平成20年7月1日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成18年6月26日定時株主総会(平成18年6月26日取締役会決議、取締役及び監査役向け発行分)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000(注)2、4、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150(注)2、4、5
新株予約権の行使期間	平成20年7月26日から 平成28年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 150 (注)2、4、5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。
2. 新株予約権 1 個当たりの払込をすべき金額は、1 株当たりの払込金額(以下、行使価額とする。)に新株予約権 1 個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とし、発行当初は金60,000円(提出日現在は150円)とする。また、行使価額は、金60,000円(提出日現在は150円)とする。
- また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、当社が時価を下回る価格で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。
  - (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。
  - (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。
  - (4) その他の条件については、平成18年 6 月26日開催の定時株主総会及び平成18年 6 月26日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
4. 平成18年10月20日開催の取締役会決議により、平成18年11月 7 日付で 1 株を 4 株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 平成20年 6 月10日開催の取締役会決議により、平成20年 7 月 1 日付で 1 株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成19年 1月 5日臨時株主総会(平成19年 1月23日取締役会決議、従業員向け発行分)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	112
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,200(注)2、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150(注)2、4
新株予約権の行使期間	平成21年3月3日から 平成29年1月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 150 (注)2、4
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

2. 新株予約権1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額(以下、行使価額とする。)に新株予約権1個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とし、発行当初は金15,000円(提出日現在は150円)とする。また、行使価額は、金15,000円(提出日現在は150円)とする。  
また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、当社が時価を下回る価格で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。
  - (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。
  - (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。
  - (4) その他の条件については、平成19年1月5日開催の臨時株主総会及び平成19年1月23日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
4. 平成20年6月10日開催の取締役会決議により、平成20年7月1日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成19年 1月 5日臨時株主総会(平成19年 1月23日取締役会決議、取締役及び監査役向け発行分)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	250
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000(注)2、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150(注)2、4
新株予約権の行使期間	平成21年3月3日から 平成29年1月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 150 (注)2、4
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

2. 新株予約権1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額(以下、行使価額とする。)に新株予約権1個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とし、発行当初は金15,000円(提出日現在は150円)とする。また、行使価額は、金15,000円(提出日現在は150円)とする。
- また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、当社が時価を下回る価格で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。
  - (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。
  - (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。
  - (4) その他の条件については、平成19年1月5日開催の臨時株主総会及び平成19年1月23日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
4. 平成20年6月10日開催の取締役会決議により、平成20年7月1日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成19年7月24日臨時株主総会(平成19年7月26日取締役会決議、従業員向け発行分)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	80
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000(注)2、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	800(注)2、4
新株予約権の行使期間	平成21年8月10日から 平成29年7月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 800 資本組入額 800 (注)2、4
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

2. 新株予約権1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額(以下、行使価額とする。)に新株予約権1個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とし、発行当初は金80,000円(提出日現在は800円)とする。また、行使価額は、金80,000円(提出日現在は800円)とする。  
また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、当社が時価を下回る価格で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。
  - (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。
  - (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。
  - (4) その他の条件については、平成19年7月24日開催の臨時株主総会及び平成19年7月26日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
4. 平成20年6月10日開催の取締役会決議により、平成20年7月1日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成19年7月24日臨時株主総会(平成19年7月26日取締役会決議、取締役向け発行分)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	320
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,000(注)2、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	800(注)2、4
新株予約権の行使期間	平成21年8月10日から 平成29年7月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 800 資本組入額 800 (注)2、4
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

2. 新株予約権1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額(以下、行使価額とする。)に新株予約権1個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とし、発行当初は金80,000円(提出日現在は800円)とする。また、行使価額は、金80,000円(提出日現在は800円)とする。  
また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、当社が時価を下回る価格で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。
  - (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。
  - (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。
  - (4) その他の条件については、平成19年7月24日開催の臨時株主総会及び平成19年7月26日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
4. 平成20年6月10日開催の取締役会決議により、平成20年7月1日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日 (注)1	1,100	1,730,000	230	384,315		126,293

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成23年1月1日から平成23年1月31日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が300株、資本金が240千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 11,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,717,200	17,172	単元株式数 100株 権利内容に何ら限定 のない当社における 標準の株式
単元未満株式	普通株式 400		
発行済株式総数	1,728,900		
総株主の議決権		17,172	



【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社コピキタスエ ナジー	東京都品川区東五反田 五丁目23番7号	11,300		11,300	0.65
計		11,300		11,300	0.65

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の自己名義所有株式数は50,000株、その発行済株式総数に対する所有割合は2.89%であります。

## 2【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,480	1,479	1,255	1,220	980	1,060	960	970	1,080
最低(円)	1,300	1,070	1,101	1,050	812	870	905	880	967

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQにおけるものであります。

## 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	663,005	939,247
売掛金	449,028	362,207
商品	49,563	26,268
前払費用	33,658	31,581
繰延税金資産	32,066	50,089
その他	3,575	8,334
流動資産合計	1,230,898	1,417,727
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	54,460	21,920
車両運搬具(純額)	2,464	-
工具、器具及び備品(純額)	27,340	25,671
有形固定資産合計	84,265	47,591
無形固定資産		
ソフトウェア	115,719	47,133
ソフトウェア仮勘定	-	12,600
無形固定資産合計	115,719	59,733
投資その他の資産		
敷金及び保証金	165,921	112,471
その他	8,915	1,312
投資その他の資産合計	174,837	113,784
固定資産合計	374,821	221,109
資産合計	1,605,720	1,638,837
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	148,415	78,061
未払金	169,278	187,792
未払費用	8,941	3,698
未払法人税等	12,388	160,488
未払消費税等	16,563	30,487
預り金	12,203	6,078
賞与引当金	-	45,290
流動負債合計	367,791	511,896
固定負債		
資産除去債務	13,485	-
その他	1,830	1,175
固定負債合計	15,316	1,175
負債合計	383,107	513,071

	当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	384,315	383,160
資本剰余金	126,293	126,293
利益剰余金	759,153	616,312
自己株式	47,149	-
株主資本合計	1,222,612	1,125,765
純資産合計	1,222,612	1,125,765
負債純資産合計	1,605,720	1,638,837

( 2 ) 【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

( 単位：千円 )

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	2,560,281	2,869,809
売上原価	688,343	911,507
売上総利益	1,871,938	1,958,302
販売費及び一般管理費	1,505,716	1,608,835
営業利益	366,221	349,467
営業外収益		
受取利息	592	418
受取手数料	1,103	1,155
解約手数料	764	447
助成金収入	-	660
その他	100	838
営業外収益合計	2,561	3,519
営業外費用		
支払利息	85	26
創立費償却	96	-
株式交付費償却	67	-
自己株式取得費用	-	2,541
営業外費用合計	249	2,567
経常利益	368,533	350,418
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,621
特別損失合計	-	2,621
税引前四半期純利益	368,533	347,797
法人税、住民税及び事業税	182,275	136,845
法人税等調整額	12,500	16,363
法人税等合計	169,775	153,209
四半期純利益	198,757	194,588

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	954,656	996,420
売上原価	261,059	346,284
売上総利益	693,597	650,135
販売費及び一般管理費	549,478	514,275
営業利益	144,119	135,860
営業外収益		
受取利息	163	94
受取手数料	367	347
解約手数料	612	198
助成金収入	-	660
その他	13	700
営業外収益合計	1,156	2,001
営業外費用		
創立費償却	32	-
自己株式取得費用	-	1,907
営業外費用合計	32	1,907
経常利益	145,243	135,953
特別利益		
賞与引当金戻入額	-	51,742
特別利益合計	-	51,742
税引前四半期純利益	145,243	187,696
法人税、住民税及び事業税	79,092	60,558
法人税等調整額	10,988	21,850
法人税等合計	68,103	82,409
四半期純利益	77,139	105,286

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益	368,533	347,797
減価償却費	8,241	28,429
長期前払費用償却額	214	336
賞与引当金の増減額(は減少)	25,494	45,290
受取利息	592	418
支払利息	85	26
創立費償却	96	-
株式交付費償却	67	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,621
売上債権の増減額(は増加)	18,301	86,821
たな卸資産の増減額(は増加)	2,045	23,295
その他の流動資産の増減額(は増加)	1,198	2,769
営業保証金の増減額(は増加)	-	35,000
仕入債務の増減額(は減少)	80	70,354
未払金の増減額(は減少)	14,622	10,324
未払消費税等の増減額(は減少)	3,237	13,923
その他の流動負債の増減額(は減少)	12,416	6,453
その他	250	6,699
小計	417,913	271,062
利息の受取額	592	349
利息の支払額	85	26
法人税等の支払額	221,017	280,030
営業活動によるキャッシュ・フロー	197,403	8,644
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	4,483	47,412
無形固定資産の取得による支出	17,486	97,926
敷金及び保証金の差入による支出	61,289	21,909
敷金及び保証金の回収による収入	3,364	2,993
貸付けによる支出	-	4,500
貸付金の回収による収入	-	117
その他	25	1,302
投資活動によるキャッシュ・フロー	79,919	169,940
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	200,000	100,000
短期借入金の返済による支出	200,000	100,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	3,855	1,155
自己株式取得目的の金銭の信託の設定による支出	-	50,000
自己株式取得目的の金銭の信託の払戻による収入	-	2,702
配当金の支払額	-	51,514
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,855	97,656
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	121,338	276,241
現金及び現金同等物の期首残高	744,121	939,247
現金及び現金同等物の四半期末残高	865,460	663,005



【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項 の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期累計期間の営業利益、経常利益はそれぞれ801千円減少しており、税引前四半期純利益は3,422千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は13,318千円であります。

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額 24,514千円	有形固定資産の減価償却累計額 13,197千円

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。
役員報酬、給与賃金及び諸手当 923,105千円	役員報酬、給与賃金及び諸手当 938,065千円
法定福利費 108,538千円	法定福利費 120,080千円
賞与引当金繰入額 25,494千円	旅費交通費 108,833千円
旅費交通費 116,030千円	通信費 56,324千円
通信費 46,613千円	地代家賃 107,106千円
地代家賃 84,216千円	求人費 72,796千円
求人費 63,709千円	減価償却費 28,429千円
減価償却費 8,241千円	

前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。
役員報酬、給与賃金及び諸手当 319,174千円	役員報酬、給与賃金及び諸手当 297,595千円
法定福利費 38,103千円	法定福利費 36,561千円
賞与引当金繰入額 25,494千円	旅費交通費 32,919千円
旅費交通費 36,071千円	通信費 16,467千円
通信費 17,359千円	地代家賃 37,140千円
地代家賃 29,287千円	求人費 24,459千円
求人費 28,768千円	減価償却費 10,489千円
減価償却費 3,341千円	

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金勘定 865,460千円	現金及び預金勘定 663,005千円
現金及び現金同等物 865,460千円	現金及び現金同等物 663,005千円

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数  
普通株式 1,730,000株
2. 自己株式の種類及び株式数  
普通株式 50,000株
3. 新株予約権等に関する事項  
新株予約権の四半期会計期間末残高  
ストック・オプションとしての新株予約権

4. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	51,747	30	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額30円には、上場1周年に伴う記念配当10円が含まれております。

5. 株主資本の金額の著しい変動

平成22年9月2日開催の取締役会における自己株式の取得決議に基づき、当第2四半期会計期間において自己株式11,300株を11,157千円で取得し、当第3四半期会計期間において自己株式38,700株を35,991千円で取得しており、当第3四半期会計期間末において自己株式が50,000株、取得総額が47,149千円となっております。

(金融商品関係)

前事業年度の末日に比べて著しい変動がないため記載を省略しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

1. スtock・オプションに係る当第3四半期会計期間における費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。
2. 当第3四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容  
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第3四半期累計期間において著しい変動がないため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)及び当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、取り扱い商品・サービス別のセグメントから構成されており、「エネルギーコストソリューション事業」、「エコロジーソリューション事業」及び「グリーンハウスプロジェクト事業」の3つを報告セグメントとしております。

「エネルギーコストソリューション事業」は、主に中小規模事業者向けに、電力料金削減のコンサルティングを実施し、電力契約の種類変更の提案とともに電子ブレーカーの販売を行っております。「エコロジーソリューション事業」は、一般家庭向けにエコキュート及びIHクッキングヒーター等の環境負荷削減型商品の販売を行っております。「グリーンハウスプロジェクト事業」は、一般家庭向けに住宅用太陽光発電システム等の環境負荷削減型商品の店舗販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				計	その他 (注)	合計
	エネルギーコストソリューション事業	エコロジーソリューション事業	グリーンハウスプロジェクト事業				
売上高							
外部顧客への売上高	1,887,370	643,071	336,956	2,867,399	2,410	2,869,809	
セグメント間の内部売上高又は振替高							
計	1,887,370	643,071	336,956	2,867,399	2,410	2,869,809	
セグメント利益又は損失( )	751,623	156,492	51,111	857,004	9,202	847,801	

当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				計	その他 (注)	合計
	エネルギーコストソリューション事業	エコロジーソリューション事業	グリーンハウスプロジェクト事業				
売上高							
外部顧客への売上高	593,826	224,621	177,264	995,712	707	996,420	
セグメント間の内部売上高又は振替高							
計	593,826	224,621	177,264	995,712	707	996,420	
セグメント利益又は損失( )	229,987	58,190	3,803	284,374	518	284,893	

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、第1四半期会計期間に撤退したりレーンシップ事業であります。

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	857,004
「その他」の区分の利益	9,202
全社費用(注)	498,334
四半期損益計算書の営業利益	349,467

当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	284,374
「その他」の区分の利益	518
全社費用(注)	149,033
四半期損益計算書の営業利益	135,860

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)		前事業年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	727.75円	1株当たり純資産額	652.66円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	116.49円	1株当たり四半期純利益金額	113.43円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	111.06円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	109.59円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	198,757	194,588
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	198,757	194,588
期中平均株式数(株)	1,706,233	1,715,549
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	83,357	60,074
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	45.06円	1株当たり四半期純利益金額	62.14円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	43.17円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	60.23円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	77,139	105,286
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	77,139	105,286
期中平均株式数(株)	1,711,747	1,694,409
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	75,175	53,706
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)  
該当事項はありません。

(リース取引関係)  
該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

株式会社 コビキタスエナジー  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 御子柴 顯

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コビキタスエナジーの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社コビキタスエナジーの平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

株式会社 コピキタスエナジー  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 御子柴 顯

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コピキタスエナジーの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第6期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社コピキタスエナジーの平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。